

町民の声を行政へ



今年も、「町民と行政が一体となったまちづくり」を推進するため、地区別行政懇談会が9月28日（日吉・南条地区）と、29日（東陽・白浜地区）の2日間開かれました。

この行政懇談会は、町民の皆さんの意見を行政に反映させるために、昭和62年から実施しているものです。

懇談会は和やかな雰囲気の中、集落の皆さんから活発に意見や要望が出され、所期の目的を達成したものでなりました。（内容については要略してあります。また、各集落から出された意見・要望に対する回答は書面をもって、後日各行政委員に送付されます。）

コミュニティ事業

集会所施設の法面工事については資材を支給いたしますので、地元集落で対応をお願いします。

なお、集会所施設の新築を計画されている集落は早めに要望書を提出して下さい。

消防事業

消防団員の不足は全国的な問題であります。

隣接する消防との合併については、相手集落との調整も必要なことから、しばらく期間を要して検討してまいりたいと考えています。



町政の動きについて語る向後町長

防犯灯

現地を確認した上で防犯上必要がある箇所には申請により設置いたします。

但し電気料は地元集落の負担となります。

環境公害

★民間業者により、古屋地先に携帯電話基地局の建設が計画されていますが、開設に当たっては国の検査に合格しなければなりません。

この基地局から発射される電波の人体への影響については、電波防護基準規格が定められており、数値がこの基準以下であれば健康上問題はないとされているようであります。また本年10月1日からの電波法改正により電波の強さに対する安全施設が義務付けられ、より安全で安心できる電波環境が整備されました。

業者としては、地域の同意が得られなければ建設しない方針であると伺っております。

★産業廃棄物の野焼き行為については、保健所と共同で現地指導を実施しており、今後も関係機関との調整を図りながら指導をいたします。

★乾草沼に、絶滅したとみられていた「ミサキツノトビケラ」の生息が確認されました。ミサキツノトビケラは水がきれいな池などに生息している貴重な水生昆虫であります。

乾草沼に隣接する土地は全て民地であることから、自然公園等の指定を受けるには所有者の同意が必要であることから非常に難しい状況にあります。

これらのこと等を考慮しつつ、県等の関係機関へ働きかけを行い、自然環境に配慮し最善の方法で保存・保護を検討してまいりたいと考えています。



▶乾草沼は海跡沼として残されている貴重な財産です。